

協議での主な意見等（平成 26 年度運営委員会）

本運営委員会では、今後の施設のあり方について、各委員から貴重な御意見をいただき、その多くを審議のまとめとして反映させた。全ての御意見を反映することはできなかったが、その内容は施設の運営に当たって示唆に富むものが多く、ここに協議での主な意見として記録しておくこととする。なお、大山青年の家及び船上山少年自然の家の各運営委員会での意見は、両施設に共通するものが多いため、両委員会での意見をまとめて記録することとする。（本とりまとめの表題別に整理）

2 施設の機能の整備・充実について

(2) 体験活動の指導者の養成、ボランティア活動の充実・支援

・経費削減という目的で指定管理に出すと、料金等の金額も決められて、人員も当然少なくしなければならなくなり、本来の目的が達成されない。

指導員は、学校から派遣という形をとっているが、教育委員会としてはもっと踏み込んで、教育の研修ということをきちっと入れるべき。

例えば3年ということ、1年ずつずらしていけば、教員はものすごい力を持ち、学校現場に返ったとき、力を発揮する。現場に返ってその先生が、ノウハウを教える。そういうことをすれば鳥取県にとって教育の研修もきちんとできる。

(3) 体験活動に関する調査研究

・例えば、学校やボーイスカウトでは、活動の前後でどう変わったかを評価する。青少年社会教育施設としてどのように基準を作っていくのかということが大事である。

・不登校対応の自然体験活動を行う上で、効果を測定する方法がないか検討してほしい。

(4) 情報発信機能の充実

・PRを変えていって欲しい。学童クラブ等が利用する場合、1時間2時間でできるプラン、学年で行うプランなど、ターゲット毎のチラシが欲しい。メニューだけの一覧だと選ぶのが難しい。

3 関係機関・団体との連携の在り方について

(1) 学校教育との連携

・今、社会の中で一番問題なのがコミュニケーション能力の不足である。それに沿った企画を導入すれば、利用率が上がると思う。そのノウハウを蓄積できる仕組みをつくっておけば、そういうものが毎年スキルアップして使っていけると思う。コミュニケーション

ョン能力の向上のため企画を入れると、学校教育と社会教育の連携ができるのではないかと思う。

・管理職の意識改革は大事なことである。学校現場で野外活動に対して目が向いていない方が多いという点で、意識改革や新任教員の研修をすることについては、決して否定するものではない。

(3) 様々な世代の機関・団体等との連携

・幼児との関係では、対象とする団体としては子育てサークル等にアプローチする余地はあるかもしれない。お母さん同士が泊まりに行きたいということにも対応できる。

・施設を活用しようという底辺には、教員が地域イベントに参加して地域での子どもの姿を観察していくというような努力をもっとするべきということがある。例えば、先生が地域の社会教育の場（公民館等）に顔を出すチャンスもないし、反対に公民館側も先生を生かしていく、先生の力を地域でお借りする姿勢を持たないといけない。このように、大山青年の家の利用を高める、生かす方法を学校現場も考えないといけないし、社会教育サイドでも考えていく土壌を豊かにしていけないのではないか。

4 施設の管理運営の在り方について

(1) 施設の目指すべき方向性

・年齢制限をしているわけではないので、社会教育でもあり生涯学習でもあり、明確にする必要は無いのでは。

・体験活動の効果の把握をきちんとしていくことが重要である。

ニーズの把握を積極的にするということも必要だと思う。

運営方針も1回決めたらずっとというのではなく、節目がきたら、もう1回世の中の状況の変化も踏まえて常に見直していくというのもあっていい。

・評価をする中で、数値目標は大事だが、どういう評価軸で、どういう視点で評価しているかという事が大事。

・本来目指したいところをできる範囲で打ち出しながら、当面近いところはどのようにしていくことが必要なのかもしれない。

・「青年の家」とか「少年の家」という名称では、一般の者は場違いではないかと感じるのではないか。東部の「氷太くん」のように、年代層に固定した言葉はいらぬのではと感じる。「島根県の青年の家」では、「サンレイク」という名称が馴染みが良く、どんな世代でも研修に入れるというゆるい部分もいいかと思う。

(2) 新たな視点に立った管理運営（案）

・学校の教職員を対象とした体験活動の充実は、社会教育施設がやるべきことの一つではないか。学校から派遣されている先生が、半年、1年の研修の後どれくらいの成果を

持ち帰ることが出来るか考えていくべき。この施設が有効で本当に必要な施設だと思う。

- ・管理運営の中でも外部委託に出せるものはどんどん出して行ったらいい。
- ・派遣研修の期間中に社会教育主事の資格も付けて頂きたい。鳥取県と島根県では、全然、社会教育主事の数が違う。鳥取県は少ない。

(3) 導入に当たっての留意事項

ア 指定管理者制度に対する懸念材料の整理、検討

- ・教育施設なので、指定管理であるからといっても、例えば清掃は利用者である小中高生に経験させることも必要である。業務の中に、直営とするか指定管理とするかグレーゾーンの部分があり、指定管理に出すなら十分に吟味することが必要。グレーゾーンに重なるところは指定管理に出すべきではないと思う。

イ 教育機能への影響

- ・自然体験の専門職というものをおくべき。専門職は3、4年くらいで交代するのではなく、異動がない位置づけの人がいてもいいのではないか。又は、研修の充実で対応したり、指導員を複数名増やすことで対応するか、その辺りは検討の余地があると思う。

(4) 利用者のニーズに応じた施設の整備充実

- ・子ども達が安全に使える場として、この先、子ども達が少なくなっても使うという場合であれば、建て直しというのも考えて頂ければと思う。誰でもが使っていい施設であれば、障がい者も高齢者も使える施設にしていきたい。また、指定管理で3年おきに代わった場合、トップが代わると施設運営も変わっていくということがあると思うので、県でしっかり管理していただくと安心である。

Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or introductory paragraph.

Second block of faint, illegible text, appearing to be a continuation of the document's content.

Third block of faint, illegible text, possibly a separate section or paragraph.

Fourth block of faint, illegible text, continuing the document's narrative or list.